

清泉女子大学キリスト教文化研究所規程

(名 称)

第1条 本研究所は、清泉女子大学（以下「本学」という）キリスト教文化研究所と称する。

(目 的)

第2条 本研究所は、キリスト教文化に関する学問的研究を目的とする。

(活 動)

第3条 本研究所は、その目的を達成するために次の活動を行う。

1. 研究会・講演会等の開催
2. 研究成果の刊行
3. 学生に対する、キリスト教文化に関する教養講座等の開設
4. 学内および学外の研究諸施設との交流
5. 研究および教育の国際的交流
6. その他必要と認める活動

(所 員)

第4条 本研究所の所員は、その目的に賛同する本学専任教員をもって構成し、その加入は任意とする。

- ② 必要ある場合には、本研究所の専任及び客員所員を置くことができる。
- ③ 必要ある場合には、学外の研究者の加入を認める。

(所 長)

第5条 研究所に所長を置く。

- ② 所長は学長がこれを任命する。
- ③ 所長は本研究所を代表する。

(運営委員)

第6条 本研究所に運営委員5名を置く。

- ② 運営委員は所員の互選による。

(任 期)

第7条 所長および運営委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

(事務室)

第8条 本研究所に事務室を置く。

- ② 事務室の職員は、学長の指定する本学の職員が兼務することとし、必要ある場合は、専任職員を置くことができる。

(経 理)

第9条 本研究所の経理は学校法人清泉女子大学に属し、その年度予算および決算は、
理事会の承認を得なければならない。
② 本研究所は、理事会の承認を得て、寄付を受けることができる。

付則 1

この規程は、平成4年4月1日より施行する。

付則 2

この規程の改正は、平成5年4月1日より施行する。